この文字瓦は、

昭和七年(一九三二)に

五八〇)のものであることが明らかになった

相調候。な候へハ彼方表裏眼前候。就其、予

場などに宛てて、

「当寺信長と一和之儀、

あり、雲乗寺・最勝寺・受誓寺・北四ツ居道

いものとしては閏三月二十四日付けのものが のうち越前門徒宛てのものを見てみると、早 唱えて諸国門徒に檄を飛ばしたのである。 寿で、彼はあくまでも信長と抗戦することを 従わない者もいた。その代表が嫡子の教如光

そ

40の2

## 文字瓦と石山合戦

泉 義 博

には、次のような文字が刻み込まれている。 出土した丸瓦(以下では「文字瓦」と呼ぶ) ツつけ、 ま、前田又左衛門尉殿、 可有候。 此書物、後世ニ御らんしら□、御物かたり 武生市五分市町の通称「小丸城」遺跡から けとりさせられ候也。 ふて書とゝめ候。 かまニいられ、あふられ候哉。 然者五月廿四日、いきおこり、其 御せいはいハ、は いき千人はかり、 如

たために、<sup>到</sup> のである。 揆が何年のことであったかが特定できなかっ 月廿四日」に一揆が蜂起したこと、「前田又 えるには及ばないであろう。文面には、「五 きたものである。しかしあいにくと、その一 表現が見えていて、各方面から注目を浴びて を加えたことなど、一揆弾圧に関する迫真の 見された瓦破片のうちのもので、出土地点や 用地造成のための土砂を採取していた際に発 左衛門尉殿」=前田利家が彼らに厳しく成敗 その状況などから考えて、後世の偽造物と考 小丸城」 遺跡の北西の櫓を破壊して、工場 幸いにいま、 利用には若干の躊躇も残っていた これは天正八年(一



る石山合戦の最末期に当たっている。この年

閏三月まで、

顕如光佐は石山本願寺に籠城し

思う。

天正八年(一五八〇)という年は、いわゆ

ので、 以下にその根拠などを示してみたいと

るに至り、顕如は四月九日に石山を退去して

龍・同頼廉)が連署して和議の誓紙を作成す

翌十日に紀伊雑賀に到着したのであった。

ところが、この顕如の和議・開城の決定に

閏三月五日、年寄衆三人(下間仲之・同頼

本願寺は次第に窮地に追込まれ、ついに同年

しかし信長が着々と勢力を拡大するに伴って

糾合して抵抗を繰り広げていたのであった。

て織田信長との徹底抗戦を叫び、諸国門徒を

当寺可相拘おもひたち候』と述べている。 いで五月卅日に至っては広善寺に宛てて、

「今度当寺すてに可相果処に、予以覚悟、 (中略)…此刻諸国門徒之輩 無

個人宛てのものであろう)である。® あるが、 日付けのもの(宛所が切断されていて不詳で 予一味同心に当寺あひつ、き候やうに馳走候 これと同内容で最も遅いものが、七月二 越前三十人衆または願慶寺に関わる 聖人へ報謝併可為満足候」と呼び掛

このように教如が、突如として籠城の断固

るが、 如も退去せざるを得なくなり、翌三日に雑賀 までには至らず、八月二日に至ってついに教 継続を唱えたことから、籠城戦はさらに七月 までの四ケ月間延長されることとなるのであ しかし所詮、信長軍有利の大勢を覆す

ちの西派) 団内には、 に到着したのであった。 籠城という事態によって、 かくして、 顕如に従った退城派 石山合戦最末期に突発した教如 教如に従った籠城継続派 その後の本願寺教 (和議派) 主 0) あり、 まず加賀金沢御坊へ牢々したもののごとくで

戦派

そしてその二派が、これ以後の信長・秀

う。

ところで金沢御坊には、

この時点まで一

応して、はるか石山へと転戦したものであろ

さらに天正八年の教如の籠城継続に呼

のちの東派)との二派が生じてしまっ

次 て、 吉・家康という政治権力者の変動にともなっ 教団内にさまざまな波紋を呼び起こすこ

ととなるのである。

専了とこれに従う穴馬八ヶ村の門徒達、さら ちの浄応寺)教永や広善寺了誓、 つて筆者が行った検討によれば、末応寺(の 衆には、どのような者がいたであろうか。か さて、 教如の呼びかけに応じた越前の門徒 また最勝寺

との永禄十年 (一五六七) できた。この「越前三十人衆」とは吉崎御坊 応じて石山本願寺へ集結していたことが確認 に属した門徒と考えられ、朝倉義景と本願寺 の和睦によって、

に「越前三十人衆」らが、教如の呼びかけに

それまで活動を禁圧されていた吉崎御坊は、 一旦は復興に歩み出していたと思われるが、

る一向一揆制圧によって、 のと推測される。 しかし天正三年(一五七五)の織田信長によ その結果、 再び破却されたも 彼ら三十人衆は

柴田勝家軍を迎え撃って、 **揆勢が立て籠もっており、** 越前から侵攻する

とするよう命じていたのである。金沢御坊の 金沢御坊の同時制圧を勝家に指示するととも 続していた。信長は和議締結に際して、 開城した場合には直ちに「矢留」=停戦 しぶとく抵抗を継

までには実現していたものと思われる。 制圧日時は必ずしも判然としないが、 を継続することとなるようである。® 天正十年(一五八二)まで細々ながらも抵抗 しその後も、金沢御坊から脱出したわずかの 一揆衆は、さらに白山麓の山内庄に移動し、 同年末 しか

たのであって、これにより一向一揆は完全に 正八年にほぼ同時に信長軍によって制圧され 例外とすれば、 かくのごとくに、 石山本願寺と金沢御坊とは天 白山麓の若干の門徒勢を

この時点で終息したと言えるのである。

委ねられていた柴田勝家(ただし勝家自身は に、 加賀へ出陣していた)をはじめとする信長配 とが知られるのであってみれば、 ところで、金沢御坊や石山本願寺の籠城戦 越前からも多くの門徒衆が馳せ参じたこ 越前支配を

ものとして、まず次の史料を見てみよう。 応策を講じていたであろうか。この点を示す 以上 地元に対してどのような対

其辺一揆於成其催者、 様二可被仰付候。 人数遣候て可加成敗候。 勝家以一行被申候。 急度可有御注進候。 随而其方門下吉野 猶以忠節仕候

称名寺 御同宿中的

五月十二日

(花押)

称名寺に対して命じたのである。

|勝定書状によると、称名寺の近辺にて一向 右の折立称名寺(高田派)に宛てられた柴

年次が記されていないが、これまでの記述を 勢を派遣して成敗を加えるから、直ちに注進 揆が制圧された際に、 定してまず誤りあるまい。かつてこの称名寺 踏まえて考えるならば、天正八年のものと推 を果たすよう命ずべし、と述べられている。 は勝家の一行によって安堵されたので、忠節 すること、また称名寺門下の吉野村について 揆が蜂起する事態が察知されたならば、軍 天正三年 (一五七五) に一向 近隣の皿谷村・所谷 前田利家など信長軍の様相が描写されている

村 に考えられたのである。そこで右のごとくに 再び本願寺のもとに馳せ参ずる可能性は十分 う経緯があった。 的に高田派へ転派させられて配属されるとい 門徒たちが、金森長近の指示に基づき、強制 村・中村・大谷村・籠谷村・けうし村・山中から、「木声」 勝定は、 (以上を総称して芦見谷と呼ぶ) の本願寺 彼らの動向を厳しく監視するよう、 だから、そうした門徒達が、

を示したものこそが、冒頭に掲載した文字瓦 った事例も、必ずやあったに相違ない。それ しかしながら、一揆蜂起を未然に防げなか

利家が一揆衆千人ばかりを生け捕りし、 ツつけ」=磔にして槍で突き殺したり、 にかけての地域で一揆が蜂起したため、 天正八年五月二十四日に「小丸城」から府中 の記述だったのではなかろうか。すなわち、 前田 「は

厳罰に処して秩序の維持を図ろうと努める、 まニいられ」=焼けた釜で炒り殺したり、 て直ちに鎮圧に乗り出し、 言うのである。ここには、一揆蜂起を察知し 「あふられ候」=火で焙り殺したりした、と 見せしめのために

のである。

もあるらしい。しかしこうした解釈には困難 けられねばならない。我々は歴史を理解する な点が多すぎる。と言うのは、 字を作事担当者が見逃したという幸運にも助 に記されているからである。加えて、その文 であれば、 が丸瓦の裏面に密やかに刻み込まれていたの いるのではないかと、穿った解釈を行う向 に当たり、こうした偶然性を前提として考え 言えないが、実際には表側に堂々と誇らしげ 味と想定して、ここには恨みが込められて ところで、この文字瓦の製作者を一揆勢の かかる可能性もあながちないとは もしその文字

ることは厳に慎むべきことであろう。

がら所詮、衆寡敵せず、八月二日にはついに 三月、 ることを唱えて諸国門徒に檄を飛ばし、七月 の嫡子教如は、 て、四月九日に石山を退去する。ところがそ まで籠城戦を継続したのであった。 石山合戦最末期の天正八年(一五八〇)閏 最後に本稿の論点をまとめておきたい。 顕如は織田信長との間で和議を締結し あくまでも信長と徹底抗戦す

小泉 文字瓦と石山合戦

勝寺専了と穴馬八ケ同行中、そして越前三十 応じて石山に馳せ参じた門徒衆としては、末 が作成され、そして最も遅いものとして七月 見てみると、早いもので閏三月二十四日付け 抜けて蜂起したのである。 人衆が知られ、彼らは信長勢の監視をくぐり 二日付けのものが確認される。また、これに があり、次いで五月卅日には表現の異なる檄 退去を余儀なくされるのである この間に教如が発した越前門徒宛ての檄を (のちの浄応寺)教永・広善寺了誓、最

凱歌を奏するために刻み込んだものとすべき されているのである。無論これは、利家勢が 磔・釜炒り・火焙りなどの処罰を加えたと記 正八年五月二十四日に府中近辺の一揆衆が蜂 で示したものが「文字瓦」なのであって、天 処刑される者もいた。その状況を迫真の表現 しかしながら、不運にも察知されて捕縛・ 前田利家勢は千人余りを捕らえ、

## 注

1 「文字瓦」 (武生市味真野史蹟保存会所有-

> いる。 の || の他に文字瓦はもう一点あって、それには「こ る戦国武将展』写真版、一九八一年)。 なおこ 武生市教育委員会特別展目録『越前府中をめぐ □、人夫、ひろせ・池上」と刻み込まれて

- 本論のごとくに推測すれば、それは一気に解消 は、年次比定の不確実感があるように思われ、 十一月)の実物説がある。偽物説提唱の根底に 刊考古学ジャーナル』第一五五号、一九七八年 揆文字瓦について―駒井氏への反論―」 (『月 七六年八月号)の偽物説と、杉浦茂氏「一向一 向一揆と一夜城の文字瓦」(『歴史読本』一九
- されてはいなかった。 ものと推測しておられるが、論拠は必ずしも示 (吉川弘文館、一九六八年)では、天正四年の 井上鋭夫氏『一向一揆の研究』第七章四節
- 八集、一九六五年)。 形成について―」(『大谷大学研究年報』第一 原祐泉氏「本願寺教団の東西分裂―教如教団の 拙稿「教如籠城と越前一向衆」(福井県立武生 八章(浄土真宗本願寺派宗務所、一九六一年)。 には、無理な点があって成立し難い。詳細は柏 なお教如の籠城継続が父子密約に基づくとの説 高等学校『武高評論』第一五号、一九八四年)。 本願寺史料研究所編纂『本願寺史』第一巻第
- に当寺つ、き候事も、各懇志ゆへ候」(「福円 ふし、爰元城々あひか、へ候。悦入候。まこと 教如は同年閏三月五日の書状では、「今の折

- 文字瓦の真贋に関しては、駒井鋼之助氏「一

- 派に同調するようになったことが知られる。 明していないので、これ以後の時点で彼は主戦 世二)と述べていて、籠城継続の意思を全く表 寺文書」第一号—『福井県史』資料編四·中近 '雲乗寺文書」第一号(『福井県史』資料編
- 史料補遺—『福井県史研究』第一〇号、一九九 前若狭一向一揆関係資料集成』による。 文書」・「北四ツ居道場文書」は、ともに『越 井県史』資料編七・中近世五)。なお「受誓寺 七・中近世五)、「最勝寺文書」第四号(『福 「広善寺文書」(『福井県史』資料編・中世
- 四・中近世二) 「願慶寺文書」第七号(『福井県史』資料編
- 揆関係資料集成』)。 「浄応寺文書」浄応寺縁起(『越前若狭一向
- 向一揆関係資料集成』)。 「最勝寺文書」第一四号、 「広善寺文書」広善寺略縁起(『越前若狭 最勝寺由緒書
- (『大野市史』社寺文書編)。
- 「願慶寺文書」第二~七号。
- 井上氏『一向一揆の研究』第七章四節。 「稱名寺文書」第一二号(『福井県史』資料
- 展開」(『歴史評論』第三五六号、一九七九 揆の研究』第七章四節。拙稿「越前一向一揆の 「稱名寺文書」第七~八号。井上氏『一向